

第 7 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録

召集年月日	平成15年12月26日(金曜日) 午後1時00分		
召集の場所	築館合同庁舎 第5会議室		
出席者	氏名	職名	
	1番	石川 正 運	議会議員(築館町)
	2番	高橋 義 雄	" (若柳町)
	3番	千葉 伍 郎	" (栗駒町)
	4番	佐藤 幸 生	" (高清水町)
	5番	佐藤 重 美	" (一迫町)
	7番	菅原 登	" (鶯沢町)
	8番	高橋 光 治	" (金成町)
	9番	遠藤 實	" (志波姫町)
	10番	茂泉 文 男	" (花山村)
	11番	長谷川 厚 子	学識経験委員(築館町)
	12番	三浦 徹 也	" (若柳町)
	13番	佐藤 多恵子	" (栗駒町)
	14番	海老田 慶 子	" (高清水町)
	15番	白鳥 文 雄	" (一迫町)
	16番	津藤 國 男	" (瀬峰町)
	17番	須藤 茂	" (鶯沢町)
	18番	後藤 和 廣	" (金成町)
	19番	白鳥 一 彦	" (志波姫町)
	20番	中條 彦 登	" (花山村)
欠席者	6番	佐々木 幸 男	" (瀬峰町)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第7回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1. 開 会 午後1時00分

阿部事務局次長 それでは、皆さん、ご苦労様でございます。

これから、第7回の議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催させていただきます。

開会前に、本日欠席の連絡は、瀬峰町の佐々木幸男委員さんから連絡をいただいております。それから、鶯沢町の須藤委員さん、瀬峰町の津藤委員さんにつきましては、ご連絡いただいておりますので、若干遅れていらっしゃるというふうに思いますが、いずれにしましても定足数に達しておりますので、小委員会の方、開催させていただきたいと思っております。

2. 挨拶

阿部事務局次長 開会に当たりまして、高橋義雄委員長の方からご挨拶を頂戴します。

高橋義雄委員長 どうも、皆さん、こんにちは。

昨日は合併協議会がありまして、新市の名称が「栗原市」に決定いたしました。

今日はまた、この議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催いたしました。連日、本当にご苦労さんでございます。

師走になりまして、今日は諸官庁御用納めでございます。そんな中の午後ということで、大変皆さん方には無理な日程をお取りをいただきましたことにつきまして、大変恐縮をいたしておりますとともに、御礼を申し上げたいと思っております。

今日は、第7回目この小委員会でございます。今まで6回の間、いろいろと各委員からご意見をいただきながらこの検討を進めてまいったところでございますけれども、なかなかこの議員の定数と任期等につきましては、非常に難しく、また、大切な問題でもありますので、意見が一本化というところまでは至っておりません。そんな中で、今日無理に日程をお取りいただきました。先日の会議で、委員長、副委員長といたしましては、できるだけといいますか、一本の、要するに、小委員会でその一本化をして報告をしたいと、このようなことを皆さん方に申し上げましたので、できれば、今日は最終の報告に近い形まで行きたいものだと、できれば、決定していただきたいと、委員長、副委員長としてはそのように思っているところでございます。どうぞ、今までの議論は議論として様々なご意見がありましたが、それらを踏まえながら、いろいろと皆さん方で忌憚のないご意見をいただいて、ご協議をいただいて、まとめ上げていきたいと、このように思いますので、ご協力を賜りた（「はい」の声あり）と思いますし、様々な面で各委員、様々なご理解をいただく場面があると思いますので、その点につきましてもひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

なお、皆さん方のお手元にですね、委員長、副委員長といろいろ相談しましてですね、事務局に話しまして、それを印刷していただいております。その選挙区設定を考える参考資料、それから、選挙区設定の是非について、そういったような、討議資料として出させていただきますので、どうぞご覧をいただきたいと、このように思います。

以上で挨拶に代えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

阿部事務局次長　　ありがとうございました。

3. 案　　件

阿部事務局次長　　それでは、早速案件の方に入ってまいります。

高橋委員長さんの進行でよろしくお願ひします。

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長　　早速案件に入ります。

第7回とも同じ案件でございまして、議会議員の定数及び任期等の検討についてでございます。

このことについては、今までの経過といたしましては、既に私から申し上げるまでもなく皆さんの記憶の中にはしっかりとあろうと思っておりますので、それをどのようにしてまとめ上げていくかということについていろいろとご議論をいただき、小委員会としての決定の運びにしたいと思っておりますので、どうぞご忌憚のないご意見をいただきたいと、このように思います。ご意見のある方につきましては、どうぞご意見をいただきたいと、このように思います。(「委員長」の声あり) 千葉伍郎君。

千葉伍郎委員　　今日、今委員長の挨拶にありましたように、選挙区設定を考える、いわゆる小選挙区制というものの問題点、その他に選挙区制の設置の是非について、この資料をお渡しいただいたんですが、あれですか、委員長、副委員長は、もう一回、本則選挙か、あるいは、組織の小さい小規模町村に配慮をした、いわゆる選挙区制という二つの意見がありまして、それぞれ今まで各委員が述べられて、大勢としては、学経も含めて、6町の議員と学経を含めて6町が、小規模町村に配慮をして、大崎や登米方式をとってもらえないのかという意見で大体流れとしては出ているはずであります。築館と若柳、若柳の場合は委員長さんしていますから正式に態度表明は分かりませんが、築館と若柳のほか、あるいは、志波姫の議員の方、あるいは、金成の学経の方は、1選挙区、本則でという形で、大勢としては、ほぼ委員長さんでも、委員長さん自身も判断ができる状況になってきたのではないだろうか。それをですね、もう一回この資料で議論をし直すということは、屋上屋を重ねることになるんじゃないのかなと私は思っています。もし、これに入っていったら、今日も決まりません、この議論をしていたら。少なくとも今まで2回、各委員の人たちが一人ひとり意見を述べていただいて、私もつけておりますが、そういう流れが出てきている中で、何とか今ね、委員長が言うように、着地点を模索できないのかと。そのための委員長、副委員長の腹合せでなくてはならないのではないかなと。これをもう一回、委員長、副委員長の合意でここに皆配付をして、また1から議論をし直すような会議の進め方というのは、私はね、もう既に今日7回ですから、「何やっているのだ」という声もちらほら出ていますよ。ですから、私は、100%自分の意見が入らなければだめなんだというぶつかり合いをしておったんでは、私はこの会議は進まないと思っておりますよ。どこを譲れと言うんだか分かりませんが、大勢としては、何とかこの1期4年間だけは定数特例を使って旧町村単位の選挙区で1期4年間やってもらえないのか、という声が6町になっている現実はあるではないか。このことをやっぱり現状認識をしてね、そのために委員長、副委員長が汗をかいてまとめていくというんですけれ

ども、この資料でまた議論をするというのは、私はちょっとね、今日の会議の進め方としてはね、私は、そののところ、最初にして最後にして欲しいと思うんです、今日は。もう同じことを繰り返しているんですから。是非ですね、この資料に基づいてもう一回議論をし直すという言い方になるとね、ますますそれぞれ硬直した考え方に固まっていく嫌いがございますので、是非委員長、副委員長、今日の会議の進め方についてご配慮をいただきたいと、こう思います。

高橋義雄委員長　　今、「また最初からやり直しか」というようなご意見が千葉委員から話されましたけれども、委員長と副委員長としては、そのような考えは毛頭持っておりません。そんな意味でこれを配付したのではありません。このことにつきましては、選挙区設定を主張する方とそうでない方、1選挙区を主張する方がおられますので、公平な立場に立って、委員長、副委員長は、様々な点から検討する必要があると思って、これを提示させていただいたと、こういうことでございまして、特に意図を持ってこの様なこれを配付した気持ちではございませんので、この点をご理解をいただきたいと、このように思います。(「分かりました」「委員長」の声あり)はい、遠藤さん。

遠藤　　實委員　　志波姫の遠藤です。

今千葉委員さんが、特定の名前まで挙げられて、何ていいますか、大勢がそうなったという、一つの見方ですけども、私そのものはまだ、そういう人もいるなという認識で今までは来ております。

というのは、どことどことどこは、そういう一つの円選挙がいいんでないかということだし、あるいは、それ以外の方々は小選挙区制だと。しかし、その大勢というのは、そういう意見も人もいるなと。前は一人ひとり聞いても、私は確認はできませんでした。委員長はどう捉えているか分かりませんが、千葉委員さんはそれなりに自分なりの分析をした結果、そうだと思いますけれども、私自身は、どっちが、そっちの方が多いのかなという感じはしましたけれども、どこと誰と誰がどうのこうのという、私は受けとめ方はできませんでしたので、実は、できるだけ、今日の、何ていいますか、この7回目の委員会は、1時間あるいは2時間の前半はもう一度その辺意見の交換をし合って、最終的には集約した意見ができればなど。

ただ、少なくともこのことをお互いに意見を出し合ったのでは、調整点は絶対これ、あり得ない訳です。私もそう思います。であれば、どっちかがどっちの方に、何ていいますか、意見の集約を図るために、将来のためにやはりそこを譲り合うのが、この委員会の結論ではないのかなという認識で実は今日の7回目の委員会には出席したつもりでございまして、一方的に、おおむね大勢を占めたものを絞っての、何ていうんですか、委員会という私は認識しておりませんでしたので、改めてそこを、私の、何ていいますか、認識の程度としておりますと。以上です。

高橋義雄委員長　　はい、菅原さん。

菅原　　登委員　　鷺沢の菅原です。

ずばり申し上げたいと思いますが、意見、要望等については、あらかじめ出尽くしたのではなかろうかと私は思います。その中で、全委員が一つにまとまるということは、ほとんど、何十回、何百回やっても私は無いと思いますので、委員長、大変ご苦労だと思いますけれども、一つ一つ今日は決めていただいて、冒頭の挨拶にありましたように、今日めでたくまとまるように少し進行を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

高橋義雄委員長　　まさにそのとおりでありまして、めでたくまとまれば、まとまるように、ひとつ

皆さん方の本当にご意見をいただきたいんです。このような形でですね、小選挙区を主張する方、あるいはそうでない方、1選挙区を主張する方、両方がおられて、お互いに主張すれば、それは、多数決とればどうなるかは分かりませんよ。ただ、即採決するとかそういったようなことをしていいのかということになれば、これもまた、そうではないだろうと思いますのでね、よくやっぱり、7回も、6回今まで重ねてきたんですから、7回目によく話をすり合わせて、今菅原さんおっしゃるようにね、まとめていくと、そのようにひとつね、お願いしたい訳です。

大勢が固まっているんじゃないかというような、そのご意見も千葉さんから言われましたけれども、まあね、だったらその大勢に従えと、こういう意見になろうかと思しますのでね、それでいいのであればそれでいいのですよ。皆さんがそれでいいのであれば。どちらが大勢が分かりませんが、ですからね、忌憚のないご意見をいただきたいと、このように申し上げている訳です。

「委員長、副委員長まとめろ」と言われてもね、両論が出尽くして、びしっと出ているものをね、どうやってまとめるかということですよ。何回語ったって同じことの繰り返しになると思うんですよ。はい、石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

会議の冒頭からね、「方向性が決まってっからその方じゃないのか」とかさ、「決まんない時は、委員長、副委員長でまとめたらいいんでないか」という話はね、私は無いと思いますよ。ここまで6回重ねてきてね、委員長の挨拶にあるように、「今日は最終にしたい」と、「意見を出して欲しい」と、そういう同じことの繰り返しになるかもしれないけれども、やはり議論をもう少し尽くした中でね、また同じだと思いますよ。だけれども、冒頭から、委員長、副委員長に「方向決まったんだからやれよ」なんて言われたって、それは、我々委員として無責任だし、それは違うと思います。やはりある程度の時間をとって議論をした中で、その上でやっぱり委員長、副委員長に一任するというのなら分かりますけれども、やはり議論をすべきだと思います。

私は、そういう意味で、私はいわゆる1選挙区を主張している一人なんですけど、この参考資料、あくまでもこれは参考資料として出された部分のようですけども、私がこう一番1選挙区を主張するのはですね、この中でも、13の項目がありますけれども、3番、6番、7番をね、私は一番心配しているゆえに、今までオープンな選挙がいいのではないかと、こういう考えのもとに意見をしてきたつもりですが、このことがね、小選挙区を主張する方々とまた議論をしてみたいと、こう思います。（「もう一回」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、千葉さん。

千葉伍郎委員 あの、私決めつけたんでなくてね、2回、この個々の人たちね、全部個々に述べた方ね、2回あるんですよ、2回。いいですか。第5回とですね、この間とね、トータルで全員しゃべっているんですよ。先ほどから言ったようにね、もうぶっちゃけた話しますから。（「それを千葉さんがやんねで。委員長に語らせたらいい」の声あり）いや、だめなんだでば。違うって言っているんだから。だからね、少なくともってね、議論をしたでしようと言うのさ。そいつをね、今こいつをまた議論というのは……。

高橋義雄委員長 分かりました、分かりました。いいですよ。

千葉伍郎委員 ちょっと待って下さいよ、何も。

高橋義雄委員長 いいですよ、あのね、いいから。そのことをいうんだったら分かりましたから。私の方から話しますから。

千葉伍郎委員 いや、ちょっと待って下さい、私、立ったんですから。許可もらって立ったんですから言うんですけれども、この議論は何回もしてきたんですよ。今石川さんが言うように「どっちだか分かんないけれども、もう一回やっぺ」と言ったらね、また延々となります、これは。

高橋義雄委員長 そういうことを申し上げているつもりはないんですから。

千葉伍郎委員 いや、委員長はないかもしれないけれども、今私の話でそういうのが出ましたから、延々とまた1時間ぐらいやるんでは同じことですよと言っているの、これは。もう7回目ですからね、今日。大概にして下さいよ、本当に。

高橋義雄委員長 はい、他に意見ありませんか。佐藤君。

佐藤幸生委員 私はね、やっぱり何回考えましても、今回は、この特例に値すると思うんですね、この小選挙区あるいは町村単位の選挙はね。そういうことは、今回は、やはりこの急激な変化を、住民は望んでいないなど。いい市政ということ、確か、これは求めていることは確かですが、しかし、余りにも急激な変化は求めていない。とりあえずは、やはりその住民を代表する議員の選出を旧町村単位から最低でもある一定の人数は確保できるようにして住民の意思を市政に反映させるというようなのが、この1期の4年間の、何ていうか、体制をそういう方向に持っていくことを考えていかなければいけないのではないかなと私は思うんです。こういう資料にあるようなことについては、それ以降の、市政が安定しつつある、そして、住民の方々も栗原市全体の定着、市としての定着感を持った段階では当然こういうことを考えていかなければならないと思うのであって、平成17年の3月からすぐ、例えば、1本でやるということについてはね、私は、やっぱりね、無理があると思います。

そして、昨日法定協議会の会議に私高清水から行きました。あの、夜になって帰る時、どこがなじよになったか、全然家さ帰るのにね、時間が30分ぐらい余計かったのね。近道早く帰っべなと思って行ってかえって遠回りになってしまったというようなことでね、いやあ、こいつは広いと。やっぱりね、いろいろこの法定協議会の会議でそっちこっち、鶯沢、あっちの方にも行きました。こう歩いてみるほどに、これは栗原一本での今回平成17年の3月に、「それはあんたが立候補する意思があっからでねえのか」ってね、この前いわれましたが、そうでなくて、一般の方々が挑戦をする場合にもね、これは、その地域の方々が立候補することを私たちも考えてあげなければいけないことですよ。

そんなことからすると、やはりそうしたこともね、立候補しやすいようなまず土台を作ってやるということも私は必要ではないかなという感じを持ってるんです。

そんなことで、委員長さんがその辺で「どうしますか」と進めてもらえばどんどん進むんですがね、考えばかり聞いていると進まないのね、そこをちょっとうまく指揮とっていただきたいと思うんですよ。

高橋義雄委員長 ですからね、今まで2回はまるきりその意見を聞いてきた訳です。今日はどうしますかということなんですよ、ね。まさに佐藤委員語るとおり、どうしますかということで、ただ、委員長としてはですね、今まで自分の意思は全く申し上げておりません、ね。ただ、本則かそうでないかと最初の時は申し上げましたけれどもね、若柳の議会の考えはこうですよと、新聞で発表のとおりですよと、新聞報道のとおりですよということを申し上げたんですが。ただ、皆さん方がですね、小選

挙区制度を主張する、町村ごとの選挙区を主張する方、それから、1選挙区を主張する方が割れておりますので、それは、人数多少違うと思いますよ、割れておりますので、改めて認識していただくためにこの資料をあえて出させていただきました。そのことだけのご理解をいただきたいと思います。

それでもってね、先ほど「1時間ぐらいこの話をして」というような遠藤さんの方から話もありましたけれども、話をしましてですね、それで、その後においてですね、皆さんから意見をいただいて、それから、どうしますかという話に持っていけばいいのではないのでしょうか。ただ、ここで言ってね、今まで言ったんだから、もうそろそろ大勢さ従っていけというような、そういったような話はないと、私は、委員長としてはそれはできないと、そういう考えなんです。ですから、今佐藤さんがいみじくもね、「どうしますか」と言いましたから、「どうしますか」と進めて下さいと言うんですから、意見がなければ、どうしますかということになりますよ、今度ね。どうしますか。二つの意見が出ているんです。それを委員長、副委員長まとめるといふならば、任せるのですかと言いたくなるんですけれども、任せないという話もこの間ありましたから、まだ任せてくれないでしょうから、もう少しその皆さん方からお話をいただいて、どのようにしていけばこれがまとまるのかということ、ね、何回もこの前から言ってきていますけれども、最初本則を主張された方があって、ね、本則を主張された方がいっぱいいたんですよ。多数あったんですよ。多数決とれば本則を主張された方が多い、私はそのように見ていました。

ところが、議論の途中から話がぶれてきた。そこで、まとめるためには仕方ないから、定数特例もやむを得ないのではないかというようなことで、私は、本則主張された方が譲歩したと思う。そうしているうち、今度小選挙区が出てきた、こういう経過ですから、そのことについてどうしますかと、そういうことですよ。最初から7回、6回むだではなかったと思うんですよ、今までやってきたことが。そのことを、その経過を踏まえながら議論していただいて、「どうしますか」ということに行ってください。高橋光治委員　そこは分かったでば。その後を「どうぞ委員長が思うように進めて下さい」と皆に言われてすべっちゃ。こうしたいんだという意見を私は出していただいた方がいいんでねえかというふうに思うんですよ。それが、皆さんから意見聞きたいというのならもう一回聞くとかさ、その辺は分かりませんけれども。「皆さんどうしますか」とって聞くからだと思うんです。

高橋義雄委員長　いや、あのね、みんなの意見何回も聞いた方がいいと思っているんですよ、私は。

高橋光治委員　また20分の1ずつになるすべっちゃや。皆さんの意見が。

高橋義雄委員長　だから2回やったということですよ。だから……。

高橋光治委員　そいつがそう聞きたいというのなら、またそこでいいんだけど、俺は、委員長がやっぱりリーダーとしてこの会を進めるべきだということで、皆さんが、どう進めるかということ、を一人一人言っていっただらば、また合わないんでないかと私は思いますよ。聞いたっていいよ。

高橋義雄委員長　一応の話をね、そのように、高橋さんはそう言うけれども、どのような方向だったらいいいんだかということも言って下さいよ、そしたら。

高橋光治委員　だから、私は、委員長の方向でいいです、進め方はね。

高橋義雄委員長　任せるの。(「『任せる』って言ってない」の声あり)

高橋光治委員　何だべ、「進め方を」とって言ってっちゃ。(「委員長、それでも委員長なの」の声あり) 進め方を、また20人に「進め方をどうしますか」と聞いたって、同じことになりますから、進め方

は委員長が決めて下さいと言っているの。だから、意見聞きたいというんだったら1番から聞くとかさ、そういうのは任せますからということだね。

高橋義雄委員長 その任せるか。(「最初からそう言ってんだけれども」の声あり)

はい、三浦さん。

三浦徹也委員 若柳の三浦です。

座ったままでいいですか。(「いいです」の声あり)

この前は定数のことについて若干譲り合いがあって、そして、これくらいの人数のところオープンにしたらというようなお話があった、ね。ところが、定数特例の方を使ってやる、定数が増えた形であれば、そのところは譲って、そして、選挙はオープンでと、いわゆる小選挙区を設けるかどうかの意見も、それが条件となって選挙区制を主張された方もあるのではないかと、私こう受けとめているんです。

したがってね、今もお話ありましたように、自分の意思を明確にするために、一通りはもう一度聞く必要があるのではないかなと、こんなふうにも思いますけれども、いかがでしょうかね。

高橋義雄委員長 今三浦さんの方からそのような話が出ましたが、どうでしょうか、今のご意見に対して。はい、千葉さん。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

ちょっとニュアンスが違うんでないですかね。本則選挙で、そして、数を増やせば1選挙区で流れが出てきたんだという分析はちょっと違うんでないですか。いわゆる限りなく本則に近づける定数にして、そして、規模の小さいその方々が主張している1期4年間だけは旧町村単位に選挙区を設けてくれないかということの意見をしていくと、例えば、花山が1だとすれば50ぐらいしかありませんよということにこだわらないで、限りなく30の本則に近い形でできないのかということには私は流れはある程度理解される方は多いと思うんですが、本則選挙の定数増やしてね、1回でやっぺというのは何人かはありましたけれどもね、会議の全体の主導権を握るところまでは行っていないと私は見ているんですよ。それは、全くそのところは認識の違いではないのかなと。

で、先ほど言ったように、もう一回聞きましょうと言うけれども、全員聞いているんですよ、2回で。5回と6回で全員聞いているんですよ。「どういう方向にしますか」というやつ、全員聞いているんですよ、もうとくに。同じことを何回も繰り返したってどうにもならないのでないですか。(「お互いに認識のずれ、そう受けとめたんだか」の声あり)いやいや、違うの。私が言っているのはね、認識の、そういう意味で、委員長が一人一人求めた訳ですよ。それで、5回目の時はね、意思表示をしなかった方いるんですよ。そして、6回目には全員そろったんですね。全員そろったんです。そろわないのは委員長、副委員長がしゃべらないだけです。しゃべることないと、こう言っているから、しゃべらなかつたです。あとは大体全員しゃべったんですよ。だから、さっき言ったような状況ではないでしょうかと。それでもなおかつもう一回議論をするということになれば、これは、屋上屋の議論じゃないでしょうかという話を私はしたくて立ったのでございまして、また認識の調整から始まるんでは、とって時間ばり……。(「何ほか1時間ぐらいそのことを話しして整理してきなさいということでしょう。1発で入んねで」の声あり)

高橋義雄委員長 休憩します。(「委員長」の声あり)

午後 1時30分 休憩

午後 1時30分 再開

高橋義雄委員長 休憩中の会議を再開します。後藤さん。

後藤和廣委員 それではね、そういうんでさ、1回、2回目と各委員さんの判断を仰ぎました。最終確認で各委員さんから確認して下さい。(「関連」の声あり)

高橋義雄委員長 菅原さん。

菅原 登委員 今話されたとおり私も思いますけれども、委員長の方で一つ一つ各委員に確認していただければいいと思います。ただ「意見は何ですか」と言われても、何の意見語ったらいいか、もちろんこの委員会の意見には決まっているんですが、一つ一つ定めて意見を述べさせるのであればみんなも了解すると思うんですが、一つ一つ決めて、それを委員長心がけて進めていただきたいと思います。

高橋義雄委員長 理解力のない委員長ですから大変申し訳ないですがね、その点はね、皆さん方に選ばれて押しつけられた委員長ですから、どうぞご了解下さい。

それではですね、お二人からね、三浦さんと後藤さんから、もう一回その確認をと。それから、菅原さんからは、何についてののだかというのをちゃんと聞くと、このような話でございますから、暫時休憩をいたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時42分 再開

高橋義雄委員長 休憩中にしておりました会議を再開します。

先ほどご意見ありましたように、改めて確認して、各委員の皆さんから意見をお聞きします。

お聞きする事項につきましては、定数特例は皆さんおっしゃっているようですから、その特例について、特例のあり・なし、それから、区割りのあり・なしについて伺っていききたいと思います。(「委員長」の声あり)はい。

千葉伍郎委員 問い方が問題になる訳ですから、私はね、1選挙区か旧町村単位の選挙区か、これはまず一つの判断基準ですね。それが終わった後ですね、配分定数をどうするかというやつは2番目だと思うんですよ。なぜかという、1選挙区だからといって必ず30でなくてないという議論ではないですね。本則で30が上限ですよというふうに決まっているだけの話ですから。ですから、まず、大きく分けて、今大きく対立しているのは、1選挙区すべきだという意見と、いわゆる旧町村単位の選挙区を設けてやるべきだという意見がまだ整理ついていないんですよ。ですから、私は、まずこのね、二者択一をまずひとつ求めておいた方がいいんじゃないかと。その上に立って、そうすると内容は違ってきますからね。定数配分というのは結果論ですから。定数特例を使うか使わないかというやつは結果論です。例えば、1選挙区でやるのでね、定数特例なんていうのはね、話にもならないはずですよ、本来ならば。ただし、私は、1選挙区か旧町村単位の選挙区かの、まずこの選択を確認した上で、その整理が終わった段階で、次は配分定数をどうするかという議論に聞き方とした方が分かりやすく整理つきやすいんでないかと私はそう思っているんです。

高橋義雄委員長 私の話し方が悪かったんですがね、定数特例を採用するのか、それがまず一つ。それから、区割りを採用するのか、その2点について聞いていきたいと、こういうことです。

千葉伍郎委員 いや、それは全然かみ合わないですよ。

高橋義雄委員長 そんなことはないです。

千葉伍郎委員 定数特例というのは結果ですからね。定数特例を使うかどうかだっていうんでないです。例えば、1選挙区でも定数特例もあるんですね。30を超えて60までできるんですね。それから、旧町村単位だって、この間私ちょっと試算したんだけど、1票の格差が2倍を超えないならば29だってできるんですよ。29でもできるんです。だから、そういう意味では、先ほど言ったように、定数特例と絡めて質問したら、答えをもらったらね、またおかしくなるんです。だから、まず、1選挙区か旧町村単位の選挙区かという選考の仕方をして、そして、じゃあ、大勢が決まったとすれば、どういう定数でいきましょうやという議論をした方が分かりやすいと思うんですよ、順序として。

高橋義雄委員長 それでいいですか、じゃあ。(「はい」「いやいや」の声あり) 遠藤さん。

遠藤 實委員 今ね、千葉さんが、定数特例を使って仮にオープン選挙だと。それは議論が成り立たないっていう一つの前の千葉さんの理論っしや。

ただ、今までね、会議の中で、本則でいこうという人たちが、定数特例を使ったことによってやってもいいよという私は譲歩をしたというような受けとめ方をしている訳っしや。だから、その議論は成り立たないよとかなってくると、また、ね、そこさ戻ってしまうと議論成り立たないなんて、そういう意見もあるということで、どこでそれ意見調整するかというのが今までのあれでなかったのすか。

千葉伍郎委員 「成り立たない」という言葉がね、気に障るようだったら、そこのところ撤回しますから。

遠藤 實委員 だからっしや、(「いいの、いいの、遠藤さん、それでいいの。分かった」の声あり)

千葉伍郎委員 それは、「成り立たない」というのがうまくないっていうんなら、そこは落としますから。訂正させてもらって結構です。(「言葉じりでやりとりすると時間ないから」の声あり)

高橋義雄委員長 それでは、シンプルな聞き方をします。いろいろ意見ありますけれども、各町村ごとに選挙区を設けていくのかいかないのか、各皆さんからご意見を伺っていきます。

こちらからいきますね。花山の中條さん。

中條彦登委員 座ったままでいいですか。

高橋義雄委員長 いいですよ、座ったままでいいです。

中條彦登委員 花山の中條でございます。

前回もお話ししたと思うんですが、花山の場合は小選挙区を設けてもらいたいと、そういうことでございます。その中身といたしますのは、人口比率だの言われたって、花山の場合は、総面積2,580何ぼもある面積でございますから、第1回目の大都市の中に議員の一人も多く送って、その10ヶ町村の立派な基礎を作りたいという住民の声でございます。

以上でございます。

高橋義雄委員長 はい、茂泉さん。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

今までの流れからすると、定数特例に傾いてきたのかなという感を持っています。それは、私なりに解釈しますと、小選挙区、旧町村単位の小選挙区という前提の中での定数特例ではなかったのかなというふうに考えてきた訳です。

花山の住民は、決して合併は望んでいない。どっちにしても住民サービスは落ちると思っているからね。ある意味ではずれてきているのっしや。ある意味では、だから、住民感情も考えてやらなくちゃだめだということです。

大崎、登米、気仙沼あたりは、やっぱり小選挙区で、ある意味では複数という選択をしておりました。そういう意味でも小選挙区を設けて欲しいという考え方です。

高橋義雄委員長 はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

私は、やはり新生栗原市に向かって、やはり地方自治のあり方とすれば、当然住民がその主体性を持つと。その主体性を持つ住民が、地域の新しい、一つはやはり広く私は選ぶ権利を行使してもらうためには、選挙区一つと。従来の小選挙区制ですと、今まで合併した町村たくさんありますけれど、いつまでも、何ていいますか、尾を引いて、新しいまちづくり地域づくりについては、また同じようなことを繰り返すのかなと、そういう面から私はオープン、1選挙区と。

以上です。

高橋義雄委員長 後藤さん。

後藤和廣委員 はい、金成の後藤です。

結論から申し上げます。1選挙区。新市は町村議会議員ではございません。市議会議員です。10ヶ町村の有権者から支援をとった議員さんたちに大いに活躍していただきたい。なぜならば、それならば10ヶ町村で1選挙区、オープンです。

高橋義雄委員長 はい、高橋光治さん。

高橋光治委員 私は、「書き物で出せ」と言われて出しているとおりでありまして、合併を今後推進するためには、これまでの議論を踏まえて、選挙区制度しか選択、今の時点ではできないのかなというふうに思っています。紙上出したとおりで。

高橋義雄委員長 須藤さん。

須藤 茂委員 はい、端的に申し上げます。選挙区制度導入。考え方については、大体同じでございます。地域的な問題の中で、今期に限り選挙区制の導入と、こう考えます。

高橋義雄委員長 菅原さん。

菅原 登委員 今回に限り選挙区制を採用していただきたいと思います。

高橋義雄委員長 津藤さん。

津藤國男委員 私も旧町村単位の選挙、小選挙区制。なぜならば、やはりですね、この対等合併という考えが最初ほとんどの方がお持ちだと思っんです。対等合併というような形は、まず、その議員が、どなたが出てくるか分かりませんけれども、同じテーブルに着くと、そこまでは、この委員会の委員として私は務めだと思っております。

以上で、小選挙区制、旧町村単位の選挙区割りということでお願いします。

高橋義雄委員長 白鳥さん。

白鳥文雄委員 区割りありでお願いしたいと思います。

10ヶ町村と一口に言っても、人口の格差がかなりばらつきの大きな10ヶ町村なので、何とか合併にこぎつける、そして、合併をスムーズに運ぶという意味でも、人口の少ない、特に栗原郡の場合、人

口の少ない町村は辺遠部に偏っていますので、そういった住民への配慮ということで、確実に議員を出せるという状況でお願いしたいと思います。

高橋義雄委員長 一迫の佐藤さん。

佐藤重美委員 私もですね、小選挙区ですね。

といいますのは、今白鳥さんが申し上げましたように、各町村の住民皆さんは急激な変化を望んでいないというのが、これは第1点に挙げられると思います。それから、各町村が確実に議員を市会議員として新しい市に送り出すことができると、そういう条件整備も、これは必要だと、そんなふうを考えます。従って、小選挙区でお願いしたいと思います。

高橋義雄委員長 次、海老田さん。

海老田慶子委員 はい、高清水町の海老田です。

これまでも何回も言っておりますとおり、町村単位でお願いします。

瀬峰町の津藤さんもおっしゃったとおり、対等合併である以上、新しい市の議員に旧町村から1人ないし2人の議員も出せないようでは、本当の対等合併とは言えないと思います。協議会の方でもいつものように聞かれております「新市において決議する」「新市において決める」という、ああいう条例がありますので、そういうところに1人も議員を出せないというのは町民にとってもとても不安だと思いますので、是非町村単位でやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

高橋義雄委員長 佐藤幸生さん。

佐藤幸生委員 私も何回考えても同じでございます、合併後の初回の選挙に限り、旧町村単位の小選挙区を取り入れて欲しいということでございます。そして、町村単位にしたからといって、市議会議員としての役割を失うことは私はないだろうと思います。

と申しますのは、合併協議会の議論を見ましても、栗原市をいかにいいものにしていくかということをお前提として、それぞれの町村から上がって来られた委員さん方が確認されているんですね、内容聞きますと。特に、公債残高をね、できるだけ償還をして合併をすべきではないかと、そういう町村長は少しでも考えているのではないかと、真剣に考えているんですね。ですから、そんなことを考えますと、町村単位で今回の合併後の初回の選挙に限りやったとしても、市議会そのものの充実ということについては、決して遜色ないものだというふうに私は判断をしています。

以上です。

高橋義雄委員長 佐藤多恵子さん。

佐藤多恵子委員 私は、最初は本則でしたけれども、やっぱりいろいろ話を聞いていますと、妥協点というか歩み寄りということを考えれば、小選挙区制、1回限り、最初の1回限りをもってですけども、小選挙区制を導入して、と思いました。

高橋義雄委員長 千葉伍郎さん。

千葉伍郎委員 特例でも認められておりますし、10ヶ町村がここにまとまるということであれば、私は、旧町村単位の小選挙区を1期4年間必要であると認識をしています。

高橋義雄委員長 三浦さん。

三浦徹也委員 私もこの会議の最初の方で、資料といいますかね、提出をしましたが、郡全体の住民の意見を見ますと、約700名、それから、瀬峰、高清水の方々の住民の意見が入れば恐らく800人

近い住民の意見が、議員に関する問題に寄せられているとっております。この意見の中に、「四役が退職するのに、なぜ議員がやめられないんだ」という意見もあります。もう一つは、「経費削減、あるいは財政の再建」、そういったようなことで住民が意見を述べております。また、「新しい市の出発であるから、全てを新しい、品格を持った新議員で」という意見もあります。こうしたような住民の意見を大切にしたい時に、私は、やはりこの定数で若干の譲り合いがあっても、私は、オープンの一選でいった方が一番住民にとっていいのではないかと、こんなふうに考えております。オープンでいきたいと思っております。

高橋義雄委員長 長谷川さん。

長谷川厚子委員 私も、最初はもちろんオープンでお願いということでご意見を言わせていただきました。一番の基本は何かと言えば、住民の望むものでございます。私も、町内くまなく出会った人たちに、いろんな方たちにご意見を聞きながらこの小委員会に意見を言わせていただきましたけれども、議員さんたちの立場を一致できればなといつもお話を聞いて思っておりました。

市となるべきものは、市民の自分で選ぶ市議会議員でございます。それは、できればオープンにお願いしたい、希望したい住民の代表の一人でございます。

しかしながら、今このような状態で7回も小委員会を続けてまいりました。やっぱり皆さんで今までの意見を無駄がないような一つのものにしていきたいのが私たちの望みでございます。どうぞ皆さんでまとめていただけるような希望も一つはあります。先ほど佐藤多恵子さんのお話にもありましたけれども、やっぱり最初はオープンでということ新しい気持ちにはなりましたけれども、今こうやってお話を聞いていますと、やっぱり歩み寄りもなければいけないのかなというところもありますので、どうぞ議員さんたちの気持ちを一つにさせていただくのも一つの、有効の一つではないかと思っております。

以上でございます。(「結論は」の声あり)結論は、オープンでお願いしたいのが一番なんですけれど。(「気持ちがありますとね。で、真ん中か」「小選挙」「オープン」「オープンでしょう」の声あり)

高橋義雄委員長 石川さん。

石川正運委員 私は、1選挙区です。この背景は、やっぱり今長谷川さんも言いましたけれども、築館の町民はほとんどがオープン選挙というのを望んでいますので。

以上です。

高橋義雄委員長 はい。(「委員長、副委員長言ってみたらいいさ」「言うべきだ、ここまで来たら」の声あり)言っていがすか。(「はい」「言うべきだね。ここまで来たら言うべきだ」「どんどんどんどん語らいん」の声あり)

じゃあ、委員長の方から言います、先に。

私は、結論から申し上げますと、オープン選挙を望んでおります。主張します。

なぜならば、まず、先ほどから、先ほど来といたしますか、過去何回もこの議論がありましたように、その区割りによる問題点というのがかなりあると。そういったようなことからすれば、やっぱりオープンにすべきだろうと。

それから、民意といたしますか、いろんな理由がありますけれども、私が聞く限りでは、オープン選挙を望む方が圧倒的に多いと。特に、我が方の町では「合併するんだったらオープンだろうね」と。もちろん若柳町ではですね、議会では本則を主張しまして、決議までしておりますので、でございますので

ね、そのことについては余りここまで主張してこなかったのですけれども、住民の声を聞きますと、ほとんどがオープンだと。「何のために合併すんのや」と。早く一体感を持ってね、新市の発展に寄与するような議員のありようというのが大切なんだろうと、そういうことを言われましてね、私も全くそのとおりだと思っております。

理由はいろいろございますけれども、結論から言って、オープンを望みます。

はい、副委員長さん。

副委員長 私も、1選挙区ということで考えておりました。

いろいろな意見はあると思いますが、以上です。

高橋義雄委員長 全部意見の開陳が終わりました。

それですね、ここで、瀬峰のですね、佐々木さんが欠席しておりますから、議長さん出席しておりますけれども、ご意見はいいですね。

津藤國男委員 佐々木さんから預かった訳ではないんですが、在任特例を主張なさっていた方が、それをやむを得ず引っ込めて応じると、会合の進行に応じるという態度に改めたようで、本人は、区割りでは是非という話は何回も私にされていまして、今参考になるかどうか分かりませんが、佐々木委員さんの意向はそのようでした。

高橋義雄委員長 それでは、全部の皆さんからご意見を伺いました。

暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時40分 再開

高橋義雄委員長 休憩中の会議を再開します。

休憩中にいろいろとご意見がありましたけれど、委員長の方から統一見解としてまとまったことについてお話しを申し上げます。小選挙区制を主張する方、オープン選挙を主張する方、いろいろご意見はありましたけれども、協議の結果、町村毎に区割りを設けて議員の定数配分に決すると、これでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

じゃ、確認しましたよ。それでは、各町村毎に選挙区を設けて議員の定数配分をすると、そのことに決定しました。

それでは暫時休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 4時50分 再開

高橋義雄委員長 長時間にわたって休憩いたしておりました会議を再開いたします。

まず、最初から確認をいたします。本日の会議でありますその議員の定数及び任期等に関する小委員会の協議の結果、定数特例を採用し議員定数を45人とし、新市の選挙方法につきましては、各町村ごとの選挙区とするということでご確認をいただきたいと思っております。その町村ごとの選挙区の定数については、お手元に配付のとおりであります。改めて読み上げます。築館町7、若柳町7、栗駒町7、高

清水町 3、一迫町 5、瀬峰町 3、鶯沢町 3、金成町 4、志波姫町 4、花山 2、合計定数 45 であります。
このことを確認いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

高橋義雄委員長 異議なしと認めます。よって、選挙区、区割り、それから、区割りは各町村ごとの選挙区設定、そして、選挙区ごとの定数については、ただ今申し上げましたとおりでございます。

そして、その定数 45 であります。このことについてもご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

高橋義雄委員長 ご異議なしと認めまして、決定をいたします。(「委員長」の声あり)

はい、高橋さん。

高橋光治委員 ご異議はない訳であります。私もかねてから主張してまいりましたように、この選挙区の設定というものは、1 回の選挙ということと理解、設置選挙ですね、このことによろしいかというのを再度是非委員長の方から言って欲しいし、それからですね、今後について、私たちは議員の定数を決めるということと始まっている訳ですから、私は、今回は定数の特例で 45 ということを決めたというふうに思っています。

で、じゃあ、栗原の今の定数はどうなんだという議論も是非して、これは引き継いでいくということが私は大切でないかと。で、この定数が上限ですと 30 ありますよと。しかし、今回は設置選挙でありますから、10 の選挙区を作って、45 という定数特例で 1 回目だけはいくんですと、こういうですね、明文化したやつが必要であるのではないかと私は思っています。それは、地方自治法のこのいろんな定めの際に、設置関係市町村が 2 以上の時は、協議により議員の定数を定めなければならないという 7 項がありますし、この 7 項を定める時に、協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならないと、こういうことが地方自治法の中にあります。是非この辺もですね、確認をしたのであれば、各設置市町村の中でも、それを議決によって確認するような格好にすれば、皆さんからこの間出ていたように、次の時に出てきた市会議員の人たちががらがら変えるでねえとか、これは、多分心配されることだけでも、そういうことはない。30 と上限していればですね、4 年間の間に人口が増える場合は 30 でいいでしょうけれども、減った場合には、それに見合った定数に下げることにも可能だと思います。こういうことも含めてですね、是非地方自治法の意に沿った中でですね、今後委員長の方で確認をしていただいて、報告をしていただくようにですね、配慮をしていただきたいと私は思うんですが、いかがですか。(拍手)(「私もそういう要望を今出そうと思っていました。全く同じことです」の声あり)

高橋義雄委員長 今話されましたような内容でもってこの、もちろん定数特例につきましては 1 回きりでありますし、選挙区の設定につきましても、今高橋委員から話されたようにですね、設置選挙のみということでここで確認をしますし、なお、本会議じゃなくて、その合併協議会の方にもですね、報告書の中にこれをきちんと盛り込んで報告をしてまいりたいと、このように思います。

千葉伍郎委員 これは、事前に報告するやつの文章はですね、各委員に事前配付はされるんでしょうね。どういう文言になるかちょっと.....。

高橋義雄委員長 これについて、皆さん方に今お諮りしようと思っていたところですが、会議をですね、今日で全て終わりにするのか、その報告書等について、報告書を仕上げるについてね、もう一回、今千葉委員から話された内容のとおりなんですが、皆さん方に報告書を提示して、そして、確認

をして、報告するということにしますか、どのようにしますか。そのようにしてもいいなどは思っておったのですが。また報告書作って、皆さん方に配付した方がよろしいですか。（「確認しないと、またさ」「した方がいいと思います」「是非やった方がいいと思います」の声あり）

それでは、もう一回、この報告書作成についてを議題として検討小委員会を開会しますか。（「はい」の声あり）した方がいいですか。（「はい」の声あり）そのようにします。（「はい」の声あり）

それでは、正月早い時期になろうかと思いますが、そのように、15日が協議会の日でありますので、その日の午後ですからね、午前中。あれ、どこでしたっけ。（「委員長」の声あり）はい。
遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

さっき高橋委員さんの意見を私は「同感だ」と、「ひとつよろしくお願いします」と言いましたが、その中に、限度、定数30人という一つの数字を入れて、30人以内と。人口が増えれば、これは10万人超せばまた別ですけれども、今のあれでしますと定数が30人以内ですから、それをきちんと明記してやって欲しいと、それだけ追加させて欲しいと思います。

高橋義雄委員長 はい。それで、もう一回ね、報告書を作成して、その内容について、まあ、時間短くて済むと思いますから、会議をしますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今ここで決定いただいたことについては報告しなきゃいけないので、皆さん方に、ここで決めたとおりの報告書を作りますから、ね。

それで、あと、その日にちですけれど、15日がいいですか。

千葉伍郎委員 いや、逆に、事務的でいいんでないですか。

じゃあ、例えば事前配付をされて、意見のある方は、文言ですね、文言に意見のある方は事務局の方によこして下さいという文書をつければ、事前配付をすれば、15日でもいいと思うんですよ。15日に配付されて、15日に結論出してね、事務局が報告、15日とにかく報告事項となるでしょう。

濁沼事務局次長 今の内容からいいますと、15日の午後からの協議会に、小委員会報告は委員長がします。（「だからっしょ」の声あり）案件として、その答申案を作りますので、答申案を出して上程なります。その時に、午前中の、その文言の部分だと、本来はできていないとだめな部分ですが、それは、今までの協議内容、この1回目からの協議資料を全部添付して、1回目からどんな議論がなされたのかを含め集約しながら、報告する事になります。

千葉伍郎委員 そのこの作る分は、別に経過ですから、修正だとかなんとかってないんですよ。

結論だけの部分だけを、結論の部分、いわゆるこの報告の最後の結論の部分だけは……

濁沼事務局次長 協議会に提案する分ですね。

千葉伍郎委員 そうです。

濁沼事務局次長 それを15日の午前中でも。

千葉伍郎委員 15日の午前中には書けないでしょう。

事前配付をして、事務局に問題があれば、問題の提起をして下さいという文書をつけて出してもらえばいいんじゃないの。

濁沼事務局次長 分かりました。

千葉伍郎委員 そうすれば、15日には、素直にすぐ決まるんじゃない、1時間もあれば。そうしたら、11時なら11時でいいよ。

高橋義雄委員長 あかね、今文言修正という話が出ましたけれども、別に大した問題はないと思うから。

千葉伍郎委員 ないと思うけれどもっしや。

高橋義雄委員長 だから、事前配付しますから。(「はい」の声あり) いがすか。10日前に配付しますから。10日前に。今事務局に聞きましたら、配付できるということですから、修正しなければならない部分については、事務局にあとは連絡下さい。そして、修正をして、15日の午前中に会議をすると、そのことでいかがですか。(「はい」の声あり)

それでは、そのようにさせて下さい。(「時間決めて下さい」「11時でいいんでねえの」の声あり)

高橋義雄委員長 11時でどうです。(「お昼食べるんだもん」「どこで」の声あり)

栗駒ですか。

濁沼事務局次長 場所についてはですね、今栗駒の議員さんですと、前の予定している場所が変わる可能性がありますので、これは、協議会の通知文と一緒にですね、ご連絡します。

津藤國男委員 あのですね、10日前に配布するというようなことがあって、10日前にですね。(「1月の10日前ね」の声あり) 15日の11時に招集がかかる訳ですね、小委員会。その文言の修正とかなんかがあった場合は、その時点で、その配付された時点で事務局に送付するんですか。その調整というのは、この委員会を開かないで、事務局と1対1でやるんですか。

千葉伍郎委員 あかね、そんなにないと思うから。

津藤國男委員 ないと思うんだけれども。

千葉伍郎委員 時間無い中でだから、それは、てにをはの話であれば、事務局と委員長、副委員長、もしね、問題点が多過ぎるとすれば、委員長、副委員長を入れて確認・整理してもらおうと、それでいいですよ。

高橋光治委員 千葉さん、「時間ない」と語るけれど、時間いっぱいあるべっちゃん。今から20日間、2週間あるんだよ。

津藤國男委員 何もなければいいんだけれども。

高橋義雄委員長 何もないように作りますから。

はい、白鳥さん。

白鳥文雄委員 今、報告すべき事項については、おおむね皆さん確認済だと思いますので、あとは、やっぱり千葉さんが話されるように、文言について、若干異議があったり、疑問があったりという程度だと私は思うんですよ。ですから、事務局にファックスなりなんなり送ってもらったものを、委員長さんと、あと、副委員長さんと相談・確認していただいて、それでよろしいのではないかと思います。大きく違うことはないと思いますので。

高橋義雄委員長 もちろんね、今ここで話された以外のことは一切何も書きませんから。(「はい」の声あり) はい。

高橋光治委員 私はですね、内容的にそれはいいと思うんですが、会的にどうだかということをお私に言いたいだけなんです。

高橋義雄委員長 何。

高橋光治委員 この小委員会としての会。文言のやつでないのっしや、私が言いたいのは。どこで

どいなくして決まったかというやつが全然残っていかないんでないですか。ファックスでやりとりして決まっていくんですか。私はね、ファックスでやりとりしようがどうしようが、ここで決めますというね、これがやっぱり何でできないのかというのが分からないんだな。そこです。

石川正運委員　だからね、配付とかと今話があるんだけど、配付無しでね、15日でなくて15日の前にね、「一堂に会すればいい」の声あり）一堂に会してここでやった方がいいんでないですか。（「11時では終わらなくなる可能性あるよ」の声あり）だから、15日の前。（「そういう可能性があるこつたら、やっぱり前に」「15日では終わらない可能性がある。」の声あり）

高橋義雄委員長　はい、どうぞ。

菅原　登委員　やっぱりですね、その当日じゃなく、日にちはいつだか分かりませんが、改めてやって、小委員会の区切りをきちっとこの場で決めていただきたいと、このように思います。（「俺もそう思う」の声あり）

高橋義雄委員長　それでは、9日どうですか。（「はい」「ファックスで回すという話ししているんだから、来れなくてもいい」の声あり）

千葉伍郎委員　ちょっと待って下さい。誤解されると困るからね。ファックスで回すなんて言っていないですよ。事前配付をして下さいというのが根っこなんですからね。そして、どうしてもてにをはの文言があるんならば、あらかじめ事務局に言ってくれと。これは当たり前の話ですよ。私、協議をやめろなんて言っているんでないですよ。

高橋義雄委員長　事前配付は10日前にします。それで、15日11時に集まります。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）ある程度、委員長、副委員長に任せて下さい。（「はい」の声あり）お昼は頼んでおきますから。（「はい」の声あり）

それでは、今日の日程の会議をこれで終わりたいと思いますが、異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

高橋義雄委員長　それでは、会議を終わります。

4．閉会の挨拶

阿部事務局次長　それでは、閉会に当たりまして、白鳥副委員長さんからご挨拶をお願いします。

白鳥一彦副委員長　今日は、とても押し迫った日に、第7回目にしてこの議員の定数が決定いたしました。

思えば、この第1回目は10月5日にスタートいたしました。何とか本当に皆様のご協力によりまして今日決定したこと、本当に感謝申し上げます。

本当に今日はどうもありがとうございました。（拍手）

5．閉　会　　午後　5時10分　閉会